

令和5年第2回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年2月2日(木) 13時26分から13時59分

2. 開催場所 香美市中央公民館2階会議室

3. 出席委員 (18名)

会長	19番	原 心			
会長職務代理	2番	山崎 彰	3番	小松 和啓	
委員	1番	山内 茂	4番	藤原 新市	5番 堤 昭雄
	6番	竹村 純吉	7番	三谷 富重	8番 西村 広幸
	9番	三木 克司	10番	岡本 博臣	11番 竹平 豊久
	12番	西岡 久	13番	森田 良彦	14番 上島 陽子
	15番	五百蔵 純太	16番	門脇 義人	17番 岡田 修一
	18番	宗石 大輔			

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
第3号 非農地証明願いについて
第4号 下限面積の設定について
第5号 農地法第18条第6項解約通知報告について
第6号 香美市農用地利用集積計画について(諮問)
第7号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	川島 進
事務局係長	川村 周作
事務局主幹	高月 陽生
農地主事	森本 宏
農地係長	沖 好子

7. 会議の概要

事務局	開会(13時26分) それでは委員さんの方、皆さん揃いましたので、早いですが定例会の方を始めたいと思います。まず初めに資料の確認をお願いします。 まず議案書、それと農地法第3条の調書、それと写真資料、利用権設定等の申出書、農地法最適化意見交換会の資料、それと写真資料になってます。お願いします。 それであと机の方に農業委員会便りということで机の方に置かさせてもらってます。委員さんの協力でできましたので2月1日の広報と一緒に今回配ってますのでまたお願いします。手帳ということで2023年農業委員会手帳、農業委員さんと推進委員さんということで机の上に置かさせてもらってます。 それではただ今から令和5年第2回の農業委員会総会を開催いたします。 香美市農業委員会会議規則 第3条 会長は、議長となり、議事を整理す
-----	---

る。ということになっておりますので、議長を会長にお願い致します。

議 長

それでは皆さんこんにちば。皆さん、それぞれ忙しい中をお集まりいただきまして有難うございます。ちょっと寒い期間が結構ありまして農作物にもかなり影響が出たというふうな人も聞いてますし、またハウス内の配管等もですね、破裂をしたり、水漏れがあったりということでたいへんご苦勞をされたというふうに思います。いよいよ明日はですね、立春ということで節分、立春もすぐで春が近づくわけで、今日は本当に暖かくなるかなあ思いましたけれども、ちょっと風が寒い、けれどもこれから先はですね、段々温かくなってくると思います。それでそうやってきますと皆さん方また忙しくなってくるわけですが、十分にですね、体に気をつけながら仕事に励んでいただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

今日はですね、初めに今まで無かったわけですが、 の であります、 さんが傍聴ということで、お願いをされましてですね、今日後ろの端に傍聴席を構えてご出席いただいております。まあひとつ、今後またこういうことがあろうかと思いますが、よろしくお願いをしたいと思っております。

それでは着席をして進めたいと思っておりますのでよろしくお願いを致します。今日ではですね、議事録の署名人の指名をさせていただきますが、堤委員と竹村委員にお願いをしますのでよろしくお願いを致します。

議案についての訂正は無いようですので、早速入って行きたいと思っておりますし、また今日は委員さんは全員ご出席をいただいております。推進員の中では3名ほどの欠席者がおりますが、よろしくお願いをしたいと思っております。

それでは資料に基づきまして進めて参りたいと思っておりますが、構いませんかね。

それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の説明をお願いいたします。

事 務 局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町吉野字門282番、地目は田、面積は1,307㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は16,072㎡、譲渡理由は経営縮小(労力不足)、譲受理由は隣接地の取得、資料は1、10a当たり200,000円で総額261,400円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議 長

以上、議案第1号につきまして説明がありました。ただ今より質疑を行いたいと思っておりますが、何かご質問ありませんか。

----- 質 疑 な し -----

議

長

格段問題も無くですね、皆さんが方からご質問も無いようですので採決に入りたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

----- 異 議 な し -----

議

長

はい、それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請につきまして賛成の方の挙手をお願いをします。

----- 全 員 挙 手 -----

議 長 はい、有難うございました。全員賛成です。
続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。
1番、申請地は香北町梅久保字宮ノ奈路1190番口、地目は畑、面積は105㎡の内21.73㎡、申請者は議案書のとおり、転用目的は墓地、申請事由は、「当地の西50mの生家より20分ほど歩いた傾斜地に先祖の墓はあるが、これ以上設置するスペースが無く、申請人や家族が高齢になり、この墓に行くことは難しく危険を伴うようになってきた。近年亡くなった母の墓を新たに設置するため、より安全で管理のしやすい場所を考えたところ、当地の隣接地は自己所有地であり、周辺の農作物や住民への影響が一番少ないと考えられるため、選定した。」ということです。
資料は2で農地区分はその他の農地第2種農地で調査員は竹村委員です。
申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、その他の農地第2種農地になります。以上です。

議 長 はい、以上説明がありましたが、補足委員、竹村委員より補足説明をお願いをしたいと思えます。

委員(6番) 資料の2-1をちょっと見てもらいたいんですけど、場所は梅久保の公民館の裏でして、資料2の方に転用予定地があるんですけど、この場所は草ぼうぼうにずっとなってましてそれをきれいに整地してもらってこのような状態になってます。周りはそれで自分く土地が多くてこれのどっちかって言うと左手くらいが全部自分く土地でその前に梅久保の公民館があります。それで了承はみな得てますので何の問題も無いと思えます。以上です。

議 長 はい、有難うございました。それでは議案第2号につきまして質疑を行いますがいと思えますが、皆さん方から何かご質問はありませんか。
----- 質 疑 な し -----

議 長 格段無いようですが、採決に入ってご異議ございませんか。
----- 異 議 な し -----

議 長 はい、それでは議案第2号農地法第4条の規定による許可申請につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
----- 全 員 挙 手 -----

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
引き続きまして議案第3号、非農地証明願いについての説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号 非農地証明願いについて説明致します。
1番、申請地は土佐山田町楠日字宮田1486番1、地目は田、面積は611㎡、利用状況は残土置場、資材置場、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は平成8年より、建設会社に貸して土木工事の残土置場、資材置場として利用しはじめ、現在に至っている。今後も資材置場として利用する。調査員は堤委員で資料は3です。
なお、農地法の手続きをせずに残土置場及び資材置場として利用しているこ

とについては始末書が提出されています。

2番、申請地は土佐山田町楠目字宮田1473・1474番合併、地目は田、面積は710㎡、外1筆、計2筆で合計面積1,760㎡、利用状況は残土置場、資材置場、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は平成8年より、建設会社に貸して土木工事の残土置場・資材置場として利用しはじめ、現在に至っている。今後も資材置場として利用する。調査員は堤委員で資料は4です。

なお、農地法の手続きをせずに残土置場及び資材置場として利用していることについては始末書が提出されています。以上です。

議 長 はい、それでは補足説明を堤委員お願いします。

委員(5番) はい、資料3と4になります。これはこの2件とも同じところに貸しているということで、そして土地もちょうど隣どうしということで一括して説明させていただきます。ここにもありますように平成8年よりずっと建設会社に資材置場として貸してたようです。そしてこの航空写真とちよっと現場でいくつか撮った写真とはちよっと違います整地してきれいにしてありますんでこれも始末書の中の一つだと思います。そして周りの、隣接する農地の方にも同意書をいただいておりますので問題無いと思います。以上です。

議 長 はい、以上説明がありましたので、質疑を行いたいと思いますので、議案第3号非農地証明願いについての質疑がありましたら皆さん方からご発言を願いたいと思いますが、何かありませんか。

事務局かまん、私もここ前の道を通りますが、このほら資料4-1の下段の航空写真、真ん中に挟まれた1486という土地はどうなっちゃうが。

委員(5番) これが3の■■■さんの土地が真ん中です。両側が■■■さんで真ん中が■■■さん。

議 長 分かりました。なるほど。ここ妙に中へ入り込んでいっちゃうね、ずっと、右側の土地。

委員(5番) これは赤線やと思います。

議 長 わかりました。何かご質問ありませんかね。

この土地は今まで■■■がここを残土置き場にしちゃったがですよ。話を聞くと■■■さんはお返しをしたということですのでたぶんどこか別の業者が、もうすでに車が2台、重機が1台、そして真ん中の方にちよっと仮事務所、それと鉄骨、日鋼のちよっと1回使こうたような、日鋼がちよっと積まれてます。また誰か借主が変わってですね、残土置場とか資材置場になっておるんで格段問題は無いと思うし、隣地からの同意も得られちゃうということであれば問題無いと思いますので、私の方からもご報告しておきます。何かありませんか。

-----質疑なし-----

議 長 格段無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

-----異議なし-----

議 長 はい、それでは議案第3号非農地証明願いについての賛成の方の挙手をお願いします。

-----全 員 挙 手-----

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第4号下限面積設定についての説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号 下限面積の設定について説明いたします。
今回の下限面積の設定については、下限面積を現在指定しているものを外すものと、下限面積を新たに指定して行うものについて、議案としてあげさせていただいております。
ご審議をいただき、承認を得られましたら、議案書(案)のとおり、下限面積の告示を行う予定としております。
それでは、議案書4ページをご覧ください。変更前と変更後で記載しております。
はじめに、農地法施行規則第17条第1項については、これまでどおり、香北町及び物部町が30a、土佐山田町40aと変更はありません。
次に、農地法施行規則第17条第2項について説明します。
変更前の適用する区域である(香北町小川1筆と土佐山田町松本の1筆)については、空き家に付随する農地です。
変更後に新規指定するものとして、香北町朴ノ木の4筆と香北町梅久保3筆の農地があります。
これも空き家に付随する農地です。
それでは、別添の資料5-1に沿って説明をいたします。
別添の写真資料5-2、5-3、5-4、5-5も併せてご覧ください。
農地の所有者は、審査確認書記載のとおりです。申請の所在地は、朴ノ木字下夕山田236番1、他3筆、合計面積889㎡、遊休地区区分は、現に耕作の目的に供されておらず、耕作の目的に供されないと見込まれる農地であるため1号遊休農地と判断しております。
次に別添の資料6-1に沿って説明をいたします。別添の写真資料6-2、6-3、6-4、6-5も併せてご覧ください。
農地の所有者は、審査確認書記載のとおりです。申請の所在地は、香北町梅久保字菊屋562番、他2筆合計面積246㎡、遊休地区区分は、現に耕作の目的に供されておらず、耕作の目的に供されないと見込まれる農地であるため1号遊休農地と判断しております。
2件の案件とも、中山間直接支払制度、多面的機能支払制度の利用はありません。
所見としては、2件ともに所有者は、当該農地から遠方に住んでいるため農地の管理が難しくなり、遊休化が確実と見られます。
申請地は、家屋の周辺にあり、栽培及び管理が容易であり、周囲には影響を及ぼさないと考えられますので、設定基準に該当するものと判断しております。
以上です。

議 長 以上説明が終わりましたので議案第4号につきまして皆さん方から質問を受けたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

-----質 疑 な し-----

議 長 格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

-----異 議 な し-----

議 長 それでは議案第4号下限面積設定についての賛成の方の挙手をお願いします。

-----全員挙手-----

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第5号農地法第18条第6項の解約通知報告についての説明をお願いします。

事務局 報告第5号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。
1番、申請地は土佐山田町下ノ村字尾崎丸743番、地目は田、面積は798㎡の内720㎡、外2筆、計3筆で合計面積4.934㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日は令和4年12月29日、引渡日は令和4年12月31日、解約理由は電力の鉄塔移設の為です。
2番、申請地は土佐山田町楠目字メウカイ4167番、地目は田、面積は1,010㎡、外1筆、計2筆で合計面積1,769㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日は令和4年12月18日、引渡日は令和4年12月31日、解約理由は高齢化の為です。以上です。

議長 以上、議案第5号の解約通知報告についての説明がありましたが、皆さん方からご質問があれば受けたいと思いますが、格段ありませんかね。
はい、岡田委員。

委員 (17番) ちょっと心配で聞いたんですけど、電力の鉄塔を建てるだけで約5反位返さんといかん、ちょっとおかしゅうないらうかと思うんですけど、どうでしょう。

議長 事務局どういうふう聞いてますかね。
私もこのことについてはですね、物部川沿いの場所は下ノ村ですが、あの辺の鉄塔をですね、ちょっと移設をするという計画が出てます。完成するのは28年というふう聞いてますが、今ボーリング調査をしたりいろいろやっています。まだ先のことやというふうな考えはありますが、ここにですね、電力の鉄塔の移転のために解約をするというのはいかがなものかなと他にも思う理由があれば他の理由もちゃんと付け足してですね、書いて頂いたら非常に有難いかなと思いますが、事務局の方には格段、鉄塔だけですか。

事務局 はい、すいません、補足説明します。
■■■■の方が今既存でこの農地へ鉄塔が建ってますけど、少しその、同じ農地のところに場所動かして鉄塔建てるということで工事等もありますので耕作が出来ない状況になりますので、工事自体は今年の10月頃から始まりますけどそれまではちょっと内々で耕作は水稻か何かを作るということなんですけど、工事がその農地で全面的に入ってくるので、本来は耕作が出来ないので合意解約をするということで所有者の方と■■■■さんとそれから■■■■の方との話し合いになってます。もともとは農振もかかっていますので、農振外すことから、電力量の関係では転用の許可とかは出さなくても構わないということで携帯基地局みたいな感じですね。認可さえあれば出来るということで出来てから農振も出すことも電力量では構わないような感じになってますので、この面積の内にはなってますけど、その■■■■さんとかがこう耕作する場合は法面、法面というか畦とかそういうところを除けての内面積で契約を結ぶと思いますので、そういう利用権の設定をしていたということで工事で一面を新しく建てる鉄塔をそれから今既存の鉄塔のところも周辺の工事の作業車とか入れてやるようになると思いますので、その合意解約ですので、一面を合意解約するということになります。鉄塔が建ってるところだけじゃなくて、置くところも工事で必要なのでこの際合意解約するということでしたのでよろしくをお願いします。

議 長 たまたま私も自分の農地に鉄塔が建ちゅうのが移転をするということで電力の方から交渉に来てましてですね、話が進んでいます。もうまあボーリング調査を入れるというようなことですが、私は来年は同じように米を作り、そして鉄塔があるところは今まで通りですのでそのまま作っていただいて結構ですよと言われてます。この件についてはですね、3筆あるわけですので、その中の3筆ともがですね、鉄塔の影響は無いと思うんでこういう解約理由のことについてはですね、若干皆さん方が疑問に持たれることは当然やと思いますので、この中の1筆だけが電力の鉄塔の移転のためと、あとの2筆についてはそうじゃないよというふうに思うがですけど、本人の理解がどういうふうに理解しちゅうかわかりませんけれども、そういうことでひとつご了解をいただきたいと思えます。他に何かご質問はありませんか。

— 質 疑 な し —

議 長 格段無ければですね、この件については報告案件ですので報告のみとさせていただきます。

続きまして議案第6号香美市農用地利用集積計画の諮問であります。説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。

1番、新規設定で、土佐山田町林田の農地6筆、合計1,770㎡を[]の[]が借り受け、ソルゴーを栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

2番も新規設定で、土佐山田町山田島の農地7筆、合計3,422.01㎡を1番と同じ[]が借り受け、生姜を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

3番も新規設定で、土佐山田町林田の農地、1,300㎡を1番、2番と同じ[]が借り受け、ソルゴーを栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

4番も新規設定で、土佐山田町下ノ村の農地、995㎡を1番、2番、3番と同じ[]が借り受け、生姜を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

5番も新規設定で、土佐山田町下ノ村の農地2筆、合計3,543㎡を1番、2番、3番、4番と同じ[]が借り受け、生姜を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

6番も新規設定で、土佐山田町新改の農地、3,373㎡を[]の[]さんが借り受け、水稲を栽培します。使用貸借権で期間は10年です。

7番も新規設定で、土佐山田町新改の農地、1,769㎡を6番と同じ[]さんが借り受け、水稲を栽培します。賃貸借権で期間は10年です。

8番は再設定で、土佐山田町山田の農地2筆、合計2,626㎡を[]の[]さんが借り受け、水稲を栽培します。賃貸借権で期間は10年です。

9番も再設定で、土佐山田町山田の農地13筆、合計12,119㎡を8番と同じ[]さんが借り受け、水稲を栽培します。賃貸借権で期間は10年です。

10番も再設定で、土佐山田町神通寺の農地3筆、合計3,432㎡を[]の[]さんが借り受け、水稲を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

11番も再設定で、土佐山田町京田の農地2筆、合計3,762㎡を[]の[]さんが借り受け、水稲を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

12番も再設定で、土佐山田町松本の農地2筆、合計1,837㎡を[]の[]さんが借り受け、水稲を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

13番は新規設定で、香北町下野尻の農地7筆、合計3,530㎡を[]の[]さんが借り受け、水稲、野菜、果樹を栽培します。使用貸借権で期間は10年です。以上です。

議 長 はい、説明が終わりましたので、ただ今より議案第6号の質疑を行いたいと思いますが、その前にすいません、■■■さん退席をいただいてですね。

-----三木委員退席-----

議 長 6番、7番の件について皆さん方より質疑を受けたいと思いますが、何かありませんかね。

-----質疑なし-----

議 長 格段無いようですが、賛成されます方の挙手をお願いをします。

-----全員挙手-----

議 長 はい、有難うございました。全員賛成です。
■■■さんに入ってもらって。

-----■■■委員入席-----

議 長 ■■■さんに報告します。全員賛成を、賛同いただきましたので、ぜひ作っていただきたいと思います。

-----■■■委員退席-----

議 長 引き続きまして■■■さんの案件につきましてですね、質疑を行いたいと思いますが、皆さん方もし、ご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。

-----質疑なし-----

議 長 格段無いようですが、賛成の方の挙手をお願いをします。

-----全員挙手-----

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。

-----■■■委員入席-----

議 長 ■■■君ご承認を受けましたのでよろしく申し上げます。
それでは議案第6号につきまして、全ての案件についてですね、委員の皆さん方にご質問を受けたいと思いますが、何かありませんか。

-----質疑なし-----

議 長 格段無いようですが、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

-----異議なし-----

議 長 それでは議案第6号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります

が、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議 長

はい、全員賛成です。有難うございました。

それでは続きまして議案としましてはその他の件に入るわけですが、ひとつだけですね。森田君の方から杉田で鳥を飼われるということについてですね、ちょっと後の報告を森田君がしたいということですので、森田君お願いします。

委員 (13 番)

前月の会で言うべきで、大変遅くなって申し訳ございません。皆様方、大変ご心配をさせていただいておりました。杉田地区における養鶏場、開設ですが、本人やっと諦めまして。小屋も撤去致しました。たぶんこの分でいくとまた始めるということは無いと思っております。以上報告しておきます。

議 長

あの場所ではないがやね。また、

委員 (13 番)

あの場所ではありません。次、第2案として物部川の下の方で飼うという計画を組んでいたようですけども、それも台風が来ると川が増水して小屋が流れるということで諦めました。まず三つ目の場所はたぶん無いと思いますので、まず今回ご心配かけたように話が上がってくることは今のところ無いと思います。以上です。

議 長

農業するために鳥を飼うてですね、それを販売して生活の糧にしたいという気持ち良くわかりますので、ここやったらかまんよというところがあればですね、またご紹介を頂けたら非常に有難いと思いますのでよろしくお願いします。他に無いかね。

無いです。

事 務 局

議 長

議案としてましてはですね、その他の件についてはその1件の報告がありましたが、あと農地利用最適化推進委員の意見の交換会をしたいと思います。少しだけ小休をして開催をしたいと思いますのでよろしくお願いを致します。

閉会 (13時59分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議

長

原、心、一 (原)

署

名

人

堤 昭 雄 (堤)

署

名

人

石 村 純 吉 (石)